1009034

農業者年金現況届は6月中に提出しましょう

農業者年金を受給している人は、毎年6月に現況届を忘れずに提出する必要があります。6月末までの期限内に提出しないと支払いが停止されることがあります。

受給者が死亡しているときは、農業委員会事務局または利根沼田農業協同組合各支店に連絡してください。

受付場所　農業委員会事務局

相談窓口　農業委員会事務局、利根沼田農業協同組合各支店、または農業委員・農地利用最適化推進委員

問合せ　農業委員会事務局☎内線50-8

NOSAIぐんまからのお知らせ【収入保険】

「新型コロナウイルス感染症」による収入減少も補償します

収入保険は、全ての農産物を対象に、農業者の経営努力では避けられないさまざまなリスクによる収入減少を補償する制度です。

青色申告を行っている農業者（個人・法人）が加入対象で、自然災害や市場価格の低下、新型コロナウイルス感染防止対策の影響など、収入減少を総合的に補償します。

詳しくは、最寄りの農業共済組合にお問い合わせください。

※既にご加入の人は、現在の新型コロナウイルス感染防止対策の影響による収入減少も補償となります

問合せ　NOSAIぐんま沼田支所☎23・5110、NOSAIぐんま本所☎027・251・5631

「サラダパークぬまた」からの知らせ

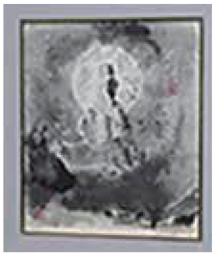

6月12日（金）～14日（日）
すいぼくあそび展　作家　大堀龍明
全国第3回日美展優秀賞

■星野学コンテナガーデン講座

とき　6月18日（木）

※事前の申し込みが必要です

■6月27日（土）サラダパークぬまた指定管理9周年記念・気仙沼支援すみれコンサートおよび作業所作品展示販売会は中止します

問合せ　サラダパークぬまた☎23・9301、農林課農業振興係☎内線507

1002011
1007270
1002010

開発行為などには事前協議、大規模土地取引には届出が必要

■開発行為、再生可能エネルギー発電設備設置の事前協議

市内にて開発区域の面積が3000㎡以上の土地で区画形質の変更や施設整備を行う場合は、市地域開発事業指導要綱により開発事業の計画について事前協議が必要です。

また、市内で事業区域の面積が1000㎡以上3000㎡未満の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱により事前協議が必要です。

なお、都市計画区域内で3000㎡以上および都市計画区域外で1万㎡以上の規模の開発行為を行う場合は、都市計画法の規定により県知事の許可が必要です。

■国土利用計画法による土地取引の届け出

一定面積以上の土地取引を行った場合は、国土利用計画法により届け出が義務付けられています。

都市計画区域内で5000㎡以上、同区域外で1万㎡以上のまとまった土地の売買契約や売買予約、代物弁済などの取引を行った場合に届け出が必要となります。契約締結後、2週間以内に市を経由して県知事に届け出をしてください。

問合せ　都市計画課計画係☎内4-21

電源立地地域対策交付金を保育園運営事業に活用

電源立地地域対策交付金は、発電用施設の周辺地域における公共施設の整備や地域住民の福祉向上を図るために交付されます。

昨年度は、市内5保育園における運営事業に活用し、総事業費は、3743万円でした。

事業内容　保育園運営事業

実施場所

▽ぬまた南保育園
▽ぬまた東保育園
▽川田保育園
▽白沢保育園
▽利根保育園

問合せ　企画政策課企画調整係☎内線4032

（広告）

（広告）